

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月10日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	大分県	
3. 市区町村名	別府市	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	31-1	
6. 独自利用事務の対象者	入居者、同居者、入居しようとする者、同居しようとする者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成27年9月30日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	3	
10. 保護評価書の名称	別府市 公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E5%88%86%E7%9C%8C%E5%88%A5%E5%BA%9C&ev_name=%E5%88%A5%E5%BA%9C%E5%B8%82%E3%80%80%E5%85%AC%E5%96%B6%E4%BD%8F%E5%AE%85&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=3&opn_date_from_month=12&opn_date_from_day=28&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=7&opn_date_to_day=31&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 別府市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の3の項 別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを(住宅に困窮する低額所得者)に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、(国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること)を目的とする。	【第1条】 この条例は、本市が施行する市街地再開発事業(以下「事業」という。)に伴い、(住宅に困窮すると認められる者)に(住宅を賃貸し)、事業の円滑な進推を図るため、別府市営再開発住宅(以下「再開発住宅」という。)を設置し、その適正かつ合理的な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例(昭和58年別府市条例第8号) 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年別府市条例第27号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅法施行令第2条において算出する方法)又は同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)若しくは第33条第1項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項又は第二十八条第二項若しくは第四項の家賃の決定に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅法施行令第2条において算出する方法)又は同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)若しくは第33条第1項

②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅法施行令第2条において算出する方法)又は同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)若しくは第33条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅法施行令第2条において算出する方法)又は同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)若しくは第33条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅法施行令第2条において算出する方法)又は同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)若しくは第33条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第8条(公営住宅法施行令第2条において算出する方法)又は同条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第31条第2項(公営住宅法施行令第8条第2項により算出する方法)若しくは第33条第1項

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十六条第五項(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による家賃若しくは金銭又は敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②事務の内容	公営住宅法第十九条(同法第二十八条第三項及び第五項並びに第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事

③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第9条又は第12条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第5条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条第2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項

②事務の内容	公営住宅法第二十七条第五項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による事業主体の承認(同居の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条第2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条第2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条第2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条第2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 5 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第17条第2項において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第12条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十七条第六項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による事業主体の承認(承継の承認)の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 イ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 6 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第一項の明渡し請求に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項

②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 7 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②事務の内容	公営住宅法第二十九条第八項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 8 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第19条において準用する別府市営住宅の設置及び管理に関する条例第32条第4項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務9	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条

②事務の内容	公営住宅法第三十条第一項のあっせん等に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例によるあっせん等に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ホ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 9 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第24条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務10	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②事務の内容	公営住宅法第三十二条第一項の明渡し請求に関する事務	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例による滞納者等に対する明渡し請求に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報	生活保護実施関係情報又は就労自立給付金関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ロ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ハ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 10 号 ヘ	別府市営再開発住宅の設置及び管理に関する条例第21条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--